

(財)財務会計基準機構会員



JASDAQ

平成 21 年 6 月 23 日

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
株 式 会 社 パ ソ ナ テ ッ ク
代 表 取 締 役 社 長 森 本 宏 一
コ ー ド 2 3 9 6 ジ ャ ス ダ ッ ク
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 尾 崎 賢 治
(TEL:03-6415-3535)

株式会社パソナグループによる当社株式等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社パソナグループは、平成 21 年 5 月 22 日から平成 21 年 6 月 22 日を公開買付け期間として当社の普通株式及び新株予約権に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上



平成21年6月23日

各位

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
株式会社 パソナグループ
代表取締役グループ代表兼社長 南部 靖之
コード 2168 東証第一部
問合せ先 取締役専務執行役員 川崎悦道
(TEL. 03-6734-0200)

当社子会社である株式会社パソナテック株式及び新株予約権に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、株式会社パソナテック（コード番号:2396 JASDAQ 以下、「パソナテック」といいます。）が発行する普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成21年5月22日より実施してまいりましたが、本公開買付けが平成21年6月22日をもって終了いたしましたので、その結果につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称等（商号、本店所在地、代表者氏名）

株式会社パソナグループ

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

代表取締役グループ代表兼社長 南部 靖之

(2) 対象者の名称

株式会社パソナテック

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

- ・平成16年6月25日開催のパソナテック定時株主総会決議及び平成16年11月12日開催のパソナテック取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下、「第1回新株予約権」といいます。）
- ・平成17年6月28日開催のパソナテック定時株主総会決議及び平成17年11月11日開催のパソナテック取締役会決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下、「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を併せて「本新株予約権」と総称します。）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した 買付予定数	②株式に換算した 買付予定の下限	③株式に換算した 買付予定の上限
株券	10,640株	1,590株	－株
新株予約権証券	1,078株	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株	－株
株券等預託証券()	－株	－株	－株
合計	11,718株	1,590株	－株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,590株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 株券等のうち、新株予約権証券については、各本新株予約権の発行要項に基づき、本新株予約権の数1個につきその目的となる株式の数を1株として換算しております。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数(以下、「最大買付数」といいます。)は、株式に換算して11,718株となります。これは、パソナテックの平成21年2月12日提出の第20期第3四半期報告書に記載された平成21年2月12日現在の発行済株式総数(27,450株)に、平成21年1月1日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権(1,078個)の行使により発行又は移転(以下、「発行等」といいます。)した又は発行等される可能性のあるパソナテックの株式の最大数(1,078株)を加えた数から、公開買付者が保有する株式数(平成20年9月30日現在16,710株)及び本公開買付けを通じて取得する予定のないパソナテックが保有する自己株式数(平成21年1月31日現在100株)を除いた株式数です。

(注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等されるパソナテック株式についても本公開買付けの対象としております。

(注5) 本公開買付けを通じて、パソナテックが所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

平成21年5月22日(金曜日)から平成21年6月22日(月曜日)まで(22営業日)

(6) 買付け等の価格

- | | | |
|------------|-------|----------|
| ① 普通株式 | 1株につき | 金88,000円 |
| ② 第1回新株予約権 | 1個につき | 金1円 |
| 第2回新株予約権 | 1個につき | 金1円 |

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	10,640 株	1,590 株	—株	7,378 株	7,378 株
新株予約権証	1,078 株	—株	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株	—株	—株
株券等信託受益証券()	—株	—株	—株	—株	—株
株券等預託証券()	—株	—株	—株	—株	—株
合 計	11,718 株	1,590 株	—株	7,378 株	7,378 株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」の下限（1,590株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（7,378株）が「株式に換算した買付予定の下限」以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	16,710 個	(買付け等前における株券等所有割合 60.88%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,419 個	(買付け等前における株券等所有割合 5.17%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	24,088 個	(買付け等後における株券等所有割合 85.61%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	789 個	(買付け等後における株券等所有割合 2.80%)
パソナテックの総株主の議決権の数	27,449 個	

(注1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「パソナテックの総株主等の議決権の数」を分母としております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「パソナテックの総株主等の議決権の数」は、パソナテックの平成21年2月12日提出の第20期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の議決権の数です。但し、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、パソナテックの平成21年2月12日提出の第20期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数（27,450株）からパソナテックが保有する自己株式数（平成21年1月31日現在100株）を除いた議決権

の数（27,349 個）に、平成 21 年 1 月 1 日以降平成 21 年 6 月 22 日までに本新株予約権の行使により発行又は移転したパソナテック株式に係る議決権の数（0 個）及び平成 21 年 6 月 22 日現在の特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（789 個）を加えた数（28,138 個）として計算しております。

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（4）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

（5）買付け等に要する資金
買付代金 649,264,000円

（6）決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

②決済の開始日
平成21年 6 月29日（月曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店若しくは全国各支店にてお支払いします。

（7）公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社パソナグループ（東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号）
株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 9 号）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

（1）今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる業績への影響については精査しており、当社の連結業績予想の修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに公表いたします。

（2）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいてパソナテックの発行済株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、平成21年 5 月21日付「当社子会社である株式会社パソナテック株式及び新株予約権に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、以下に述べ

る方法により、パソナテックを完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、当社は、①パソナテックにおいて普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、パソナテックを会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②パソナテックの発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③パソナテックの当該株式全部の取得と引き換えに別個の種類のパソナテック株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会、並びに②の定款一部変更を付議議案に含むパソナテックの普通株主による種類株主総会の開催をパソナテックに要請する予定です。なお、当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、パソナテックの発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全てパソナテックに取得されることとなり、パソナテックの株主には当該取得の対価としてパソナテックの別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該パソナテック株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該パソナテック株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該パソナテック株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける買付価格である1株当たり88,000円（以下、「本公開買付価格」といいます。）を基準として算出する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付するパソナテック株式の種類及び数は、現時点では未定であります。パソナテックが、当社の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかったパソナテックの株主に対し交付しなければならないパソナテック株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められおり、また、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価額の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会におけるパソナテックの株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記①乃至③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外のパソナテックの株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化することを予定しておりますが、その場合の具体的な手続きについては、パソナテックと協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

なお、本公開買付け及びその後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかったため、当社はパソナテックに対して本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定であり、パソナテックはかかる要請に応じて本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う予定です。

パソナテックの普通株式は上記の完全子会社化手続によって、ジャスダック証券取引所の上場廃止基

準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、パソナテックの普通株式はジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。

(3) 本公開買付け後の経営方針等について

当社は、当社グループを取り巻く状況を踏まえ、今後のパソナテック及び当社、ひいては当社グループ全体のより一層の企業価値向上のためには、両社の一体性をこれまで以上に高め、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行うことができる事業体制を再構築し、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことが必要不可欠であるとの考えに至りました。当社は、パソナテックが当社の完全子会社となることによる具体的な効果として、

①成長分野であるパソナテックの事業領域に対し、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行い、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことで、事業領域及び事業機会の更なる拡大による売上拡大が見込まれること

②当社グループとの一体性の強化や、成長事業領域への集中的な資源配分が可能となることによる総合人材サービスの展開等、顧客ニーズに対応した幅広いサービスの提供により、競合他社に対するパソナテックの更なる優位性の構築とサービスの質的向上が図れること

③コンプライアンス機能等、グループ統括機能の共同活用により、営業活動への資源配分と管理体制の強化が同時に図れ、管理コストの削減にもつながること

等が見込まれると考えていることから、パソナテックにとりましても、当社によるパソナテックの完全子会社化が企業価値向上のための最善の方策であると考えております。

また、当社は、パソナテックの完全子会社化後も、パソナテックの自主性・ブランドを尊重しつつ、パソナテックの、ひいては当社グループ全体の企業価値向上を図る意向です。

以上を踏まえ、当社は、このタイミングでパソナテックが当社の完全子会社となることは、当社及びパソナテック、ひいては当社グループにとって企業価値向上を実現する最良の選択であるという結論に至り、当社は、パソナテックを完全子会社化する目的で、本公開買付けを実施いたしました。当社は、本公開買付けによりパソナテックの発行済株式（但し、パソナテックが所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかったため、上記「(2) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により、パソナテックの株主に対して株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、パソナテックを完全子会社化することを計画しております。

以 上